

**第 40 回 知的財産管理技能検定**

**1 級 実技試験**

**コンテンツ専門業務**

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2021年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

## Part I

ウェブコンテンツやスマートフォン用のアプリケーションを開発しているX社では、社会の価値観や従業員の意識の変化に合わせて、労働を行う場所や時間の幅を広げる施策（在宅勤務やリモートワーク、裁量労働制など）や副業の公認など、多様な労働形態を積極的に取り入れることを検討している。知的財産の取扱について、X社の制作プロデューサー甲が法務担当者乙に相談をしている。問1～問2に答えなさい。

### 問1

X社の社員等が制作するウェブコンテンツやアプリケーション等に係る著作物について、甲と乙が会話をしている。甲と乙の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- (1) 甲 「アプリケーションの開発を担当する正社員丙の勤務形態は在宅勤務とし、丙が個人所有するパソコンを業務に使用することを認めたいと思います。この場合、丙が開発したアプリケーションはX社の職務著作といえますか。」
- 乙 「職務著作が成立するためには、会社のパソコンを使用して業務を行うことが必要です。よって、丙が在宅勤務で個人所有のパソコンを使用して開発したアプリケーションがX社の職務著作に該当することはありません。」
- (2) 甲 「ウェブコンテンツで用いる絵柄の作成を、X社がアルバイトで採用した美大生に担当させようと考えています。X社の正社員ではない者が作成に関与したとしても、職務著作は成立しますか。」
- 乙 「職務著作の成立要件の1つである『法人等の業務に従事する者』を満たすためには、法人等の正社員であることが必要です。よって、アルバイトなどの非正規労働者は『法人等の業務に従事する者』に該当しないので、職務著作は成立しません。」
- (3) 甲 「正社員丁は絵柄を作成するにあたり、色々な絵柄の原案を事前に考案してから、ウェブコンテンツの内容に合わせて、絵柄を仕上げるという方法をとっています。また丁は、同業他社のY社との兼業も検討しています。丁がY社との兼業をする場合、丁が作成した絵柄がX社の職務著作となる上で、何か問題はありますか。」
- 乙 「X社及びY社からの指示に基づかずに絵柄の原案を作成している場合は、この絵柄がX社又はY社のいずれかの業務のために作成されたものであるかが明らかではなく、職務著作に該当しないものとなります。そのため、X社から丁に対して、

より具体的な絵柄の作成方法やスケジュールを指示したほうがよいでしょう。」

## 問2

X社のウェブコンテンツ開発業務や、X社が有する著作権の問題について、甲と乙が会話をしている。甲と乙の会話(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 甲 「従業員間での情報共有のため、ワークシェアを支援するアプリケーションソフトを利用して、密接なコミュニケーションを維持したいと思っています。仕事の指示や不具合情報などの他、気になるネットニュースのURLを投稿することを推奨しようと思います。」
- 乙 「著作権法の規定によれば、たとえ特定少数の従業員の間であっても、インターネット上でウェブサイトのURLを投稿すると、著作権の侵害とみなされますので、注意が必要です。」
- (2) 甲 「X社が有するプログラムAの著作権をZ社に譲渡することが社内で検討されています。プログラムAについては、既にV社にライセンスしていますが、Z社に著作権を譲渡した場合、V社はプログラムAを利用することができなくなりますか。」
- 乙 「X社からZ社に著作権を譲渡する場合には、V社へのライセンスの継続等について、当事者間で協議し、利用を継続させることが考えられます。もしそのような当事者間の協議や合意がなされない場合には、著作権法上、著作物を利用することができる権利(利用権)を登録する制度はないので、Z社に著作権が譲渡された後、V社は利用権を失うこととなります。その場合、V社には改めてZ社からライセンスを受けてもらう必要があります。」
- (3) 甲 「正社員戊は、在宅勤務制度を利用して、外国に移住してX社の仕事を続けることを希望しています。外国に居住し、X社の指示に基づいて業務を行った場合、戊の作成した著作物はX社の職務著作に該当しますか。」
- 乙 「日本の著作権法を前提とすれば、作成した場所が外国であっても、職務著作が成立します。よって、戊が外国で職務上作成した著作物もX社の職務著作に該当します。」

## Part II

X社、Y社及びZ社は、漫画「知財の細胞」を原作とする同名のテレビ用アニメーション番組の製作について、契約を締結しようとしている。次の契約書案について、X社の担当プロデューサー丁と法務部の担当者戊が検討をしている。問3～問5に答えなさい。

### 共同製作契約書

株式会社X社（以下、「甲」という。）、株式会社Y社（以下、「乙」という。）及び株式会社Z社（以下、「丙」といい、三者を総称して、以下、「出資者」という。）は、テレビ用アニメーション番組「知財の細胞」を共同で製作・利用し、その収益を分配することに関して、以下の通り合意し、契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（目的）

1. 出資者は、本契約の規定に従い次条第2号に定める本件アニメーションを共同で製作・利用し、その収益の分配（総称して、以下「本事業」という。）の詳細を定めることを目的として本契約を締結する。
2. 出資者は、本事業の主体として、本契約に基づき民法上の組合である「知財の細胞」製作委員会（以下、「製作委員会」という。）を組成する。
3. 出資者は、本契約に基づく出資者間の調整、本件アニメーションの製作・利用に係る収支管理その他本契約で定める事項に関する幹事としての業務を甲が行うことに合意する。

#### 第2条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める。

① 本件著作物

本契約外V株式会社から刊行された漫画「知財の細胞」をいう。

② 本件アニメーション

本件著作物を原作として製作委員会が製作する下記のテレビ用アニメーション番組をいう。

#### 記

題 名： 「知財の細胞」  
分 数： 30分  
本 数： 12本  
放送開始： 2022年10月（予定）

#### 第3条（本総製作費）

本件アニメーションの総製作費（以下、「本総製作費」という。）は、金400,000,000円（消費税等別途）とし、その内訳は以下の通りとする。

本件アニメーションの制作費：金360,000,000円

本件アニメーションの宣伝費：金40,000,000円

（次ページに続く）

#### 第4条（出資）

1. 出資者は、本総製作費を以下の割合（以下、「出資割合」という。）で負担する。

甲： 80%

乙： 10%

丙： 10%

2. 甲以外の出資者は、本総製作費を自己の出資割合に従って、別途定める日程に従い甲が指定する銀行口座に振り込む方法によって甲に支払うものとする。

3. 出資者は、出資者全員が別途書面で合意しない限り、追加出資の義務を負わないものとする。

#### 第5条（制作業務等）

1. 出資者は、本件アニメーションの制作業務を、甲が製作委員会を代表して、第3条に定める本件アニメーションの制作費の範囲内にて、別途乙に委託することに同意する。

2. 出資者は、本事業に必要な本件著作物の利用許諾、その他本件著作物の使用に関する各種諸条件については、甲が製作委員会を代表して、別途本契約外V株式会社との間で契約（以下、「原作契約」という。）を締結することに同意する。

#### 第6条（権利の帰属等）

本契約に基づき製作された本件アニメーションの著作権及び本件アニメーションが収録された原版の所有権、著作権その他一切の権利は、出資者が出資割合に応じて、甲：80%、乙：10%、丙：10%の割合で共有する。

#### 第7条（本件アニメーションの利用窓口）

本件アニメーションの各利用権の窓口担当者は以下の通りとし、各窓口担当者は、第三者に対し各利用権の許諾を行う。なお、本条に定めのない利用権が発生した場合には、出資者間で協議の上、出資者全員の書面による合意をもってその窓口担当者を定めるものとする。また、窓口担当者が取得する窓口手数料及び幹事手数料は、別紙に定める通りとする。

- ① 国内番組販売権：甲
- ② 国内ビデオグラム化権：甲
- ③ 国内配信権：甲
- ④ 国内商品化権：甲
- ⑤ 海外における前各号の利用権：甲

#### 第8条（収入及び分配）

1. 本件アニメーションに関する各利用権の行使により、各窓口担当者が受領するすべての収入から、当該各利用権行使に係る権利処理費及び当該各窓口担当者が受けるべき窓口手数料その他製作委員会が合意した諸経費を控除した残額を製作委員会収入とする。

2. 甲は、前項に定める製作委員会収入より、甲の取得する幹事手数料を控除した残額を、毎年6月、12月の各月末日締めで計算し、各翌々月末日までに他の出資者に対し、報告書を送付することにより報告の上、出資割合に応じて分配する。

#### 第9条（帳簿の閲覧）

出資者は、本件アニメーションの利用に関する会計帳簿を5年間保存するものとし、他の出資者から請求がある場合、これを閲覧させるものとする。

（次ページに続く）

#### **第10条（第三者による権利侵害）**

（略）

#### **第11条（機密保持）**

（略）

#### **第12条（権利譲渡の禁止等）**

出資者は、他の出資者全員の事前の書面による同意なしに、本契約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し又は担保に供することはできないものとする。

#### **第13条（有効期間）**

本契約の有効期間は、本契約の締結日から本件アニメーションの著作権存続期間満了時までとする。

#### **第14条（除名）**

1. 出資者は、他の出資者が本契約に違反したときは、当該他の出資者を除く出資者の過半数の承認により、当該他の出資者に対して相当の期間を定めて催告し、その期間内に当該違反が是正されないときは、当該他の出資者を製作委員会から除名することができる。
2. いずれかの出資者について次の各号の一に該当する事由が生じたときは、他の出資者は、何らの催告を要することなく、当該出資者を除く出資者の過半数の承認により、当該出資者を製作委員会から除名することができる。
  - ① 支払を停止し、又は支払不能となったとき
  - ② 会社更生手続開始、民事再生手続開始、破産手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
  - ③ 差押命令、競売開始決定を受けたとき
  - ④ 公租公課その他の賦課金の滞納処分を受けたとき
3. 前2項の規定に基づき、又はその他の事由により製作委員会から除名された出資者（以下、「被除名者」という。）は、本契約から当然に脱退し、その際、本契約に基づく自己の持分の払戻しを受けず、その他名目の如何を問わず金銭その他何らの請求もしない。
4. 被除名者の有する本契約に基づく自己の持分及び本件アニメーションに係る著作権その他一切の権利は、他の出資者がその出資割合に応じて承継する。

#### **第15条（脱退）**

出資者は、以下に掲げる事由がある場合を除き、製作委員会を脱退することができないものとする。

（中略）

#### **第16条（管轄裁判所）**

（略）

#### **第17条（協議事項）**

本契約の各条項の解釈又は履行に疑義が生じたときには、信義誠実の原則に基づき協議し、その解決を図るものとする。

#### **【別紙】**

（略）

### 問3

丁と戊の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 丁 「契約書案のまま契約が締結され、万が一、本総製作費が超過した場合、X社が単独で本総製作費の増額を決定することができますか。」  
戊 「X社の出資割合は80%ですから、単独で本総製作費の増額について決定することができます。」
- （2） 丁 「Y社が出資を履行しなかった場合、どのような対応が可能ですか。」  
戊 「第14条に定める除名の手続をとることができる他、民法上の債務不履行による解除をすることができます。」
- （3） 丁 「Z社は、第7条で各利用権の窓口を担当せず、本件アニメーションとのコラボレーション商品の販売等を行う予定です。関連する法令との関係で問題はありませんか。」  
戊 「金融商品取引法の適用除外の要件を満たすためには、コンテンツ事業に附帯する事業に従事していることが必要です。出資者が、各利用権の窓口を担当せず、コラボレーション商品の販売等を行うだけでは、同要件を満たさず、第二種金融商品取引業の登録等が必要になるため問題があります。」

#### 問4

丁と戊の会話(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 丁 「第15条に、出資者が製作委員会から脱退する場合についての取決めがありますが、いかなる場合でも製作委員会から脱退できないようにすることは可能ですか。」
- 戊 「第15条を『やむを得ない事由があっても、製作委員会から脱退できない』というように修正すれば、いかなる場合でも製作委員会から脱退できないようにすることが可能です。」
- (2) 丁 「第13条に規定されている本契約の有効期間を、5年に変更することは可能ですか。」
- 戊 「本件アニメーションの著作権存続期間中は本事業が継続しなければならないため、製作委員会契約を終了させることはできません。よって、有効期間を変更することはできません。」
- (3) 丁 「第8条第1項によれば、各窓口担当者が受領するすべての収入について、どのようなものを控除することが可能ですか。」
- 戊 「利用権行使に関する権利処理費その他製作委員会が合意した諸経費のみ控除することが可能です。」



## 問5

丁と戊の会話(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 丁 「第12条に『他の出資者全員の事前の書面による同意なしに、本契約に基づく権利』を第三者に譲渡できない旨の記載がありますが、他の出資者全員の同意を不要にすることはできますか。」
- 戊 「出資者以外の第三者に本契約に基づく権利を譲渡する場合に、他の出資者すべての同意を得なければ譲渡できない旨の規定がないと、関連する法令上問題があります。」
- (2) 丁 「第6条で、出資者は本件アニメーションの権利を共有していますが、Z社は製作委員会に対し、自己の持分の分割を請求することは可能でしょうか。」
- 戊 「Z社は、自己の持分について民法上の共有物分割請求をすることが可能です。」
- (3) 丁 「製作委員会の債務については、出資者は無限責任を負うとのことですが、製作委員会内での損失の負担割合はどうなるのですか。」
- 戊 「第8条に収入を出資割合に応じて分配すると規定されていますので、損失の負担割合も出資割合と同じであると推定されます。」

【第40回知的財産管理技能検定】

【1級実技(筆記試験)】

番号 正解

Part I

- |    |     |              |   |    |   |
|----|-----|--------------|---|----|---|
| 問1 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
| 問2 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |

Part II

- |    |     |              |   |    |   |
|----|-----|--------------|---|----|---|
| 問3 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| 問4 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| 問5 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |